

令和5年度第3回野田市防災会議

○日 時：令和6年2月22日（木）
午前10時00分～

○会 場：野田市本庁8階大会議室

次 第

1 開 会

2 野田市防災会議会長（市長）挨拶

3 議 題

（1）防災訓練及び野田市地域防災計画の修正の方向性について（報告）

（2）野田市地域防災計画の一部修正について（修正素案）

（3）野田市水防計画修正について

4 その他

5 閉 会

防災訓練及び地域防災計画 の修正の方向性について

説 明 項 目

- 本検討に至った経緯 (建設局長)
- 1 防災訓練について (防災安全課 主幹)
- 2 地域防災計画の修正の方向性について (防災安全課 主幹)
 - (1) 分析等
 - (2) 風水害時におけるバス車両による避難計画
 - (3) 備蓄計画

背景	今年度、数年ぶりとなる災害対応（5月「豪雨」、6月「台風」、7月「突風」）が生じたが、職員の災害対応意識や組織体制において課題が露呈
----	--

原因

計画の不備	「野田市地域防災計画」は具体的に災害対策本部の行動の準拠となっていない。 （計画というより教科書（テキスト）的な記述内容） また、その他に災害時の行動の準拠となる計画も存在していない。
不十分な訓練	災害発生時における、災害対策本部としての訓練が実施されていない。 また訓練は、職員の能力向上を図るほか、保持している計画等の実行性向上を図るために実施されるものであるが、計画等がないため訓練に繋がられていない。
低い意識	災害時、市職員は災害対策本部の対策班要員として任務を遂行しなければならないという認識が希薄なため、計画や訓練の必要性に対する意識も低い傾向にある。

対策

訓練意識	○ 全職員の防災意識醸成と、各班のリーダーシップ能力を高めるため「主管者等災害対策本部訓練」を実施して、災害対策本部での対応を明確にし、円滑で着実な災害対応に備えるため第1回訓練を令和5年11月13日に、第2回訓練を令和6年2月6日に訓練の実施日、内容を伏せた上で抜き打ち的に実施（ブラインド型訓練） ○ 今後、全職員を対象とした災害対策本部訓練を毎年度実施する。
計画	○ 訓練を通じて得た成果をもとに「地域防災計画」や「業務継続計画」について、実効性のある計画に修正していく。 また地域防災計画は災害対策本部のみならず野田市として災害に際して行動できるための計画とすることが必要

1 防災訓練について

今後の災害対策本部訓練について

4

年度	令和5年度					令和6年度					令和7年度～				
月	11	12	1	2	3	～5	6	～	10	～3	～5	6	～	10	～3
実施内容	第1回主管者等災害対策本部訓練 第1回振り返り 第2回主管者等災害対策本部訓練 第2回振り返り					第3回主管者等災害対策本部訓練 出水期対応 令和6年度災害対策本部訓練 ※ 振り返り					・災害対策本部及び各対策班の計画等の修正 出水期対応 令和7年度災害対策本部訓練 ※ 振り返り				
	災害対策本部及び各対策班の計画・マニュアル（以下「計画等」という。）の整備										各対策班毎任務の確認 ※ 年度災害対策本部訓練について 1 本部会議、事務局、特命班及び一部の対策班を実動により訓練 2 その他の対策班は机上（図上）訓練 3 細部別紙				
細部実施要領及びねらい	1 抜き打ち的なブラインド型訓練を主管者等を対象として実施 2 第1回 各対策班の任務の理解 3 第2回 対策班間の連携の理解 4 今後の訓練のあり方を検討					1 出水期前までに災害対策本部の設置を含めた第3回の訓練（風水害対応）を時期・要領等を示して実施 2 並行して災害対策本部及び各対策班の計画等を整備 3 出水期終了後、年度内で全職員を対象とした訓練を計画した実施					1 前年度の災害対応の教訓、訓練成果を反映しそれぞれの計画等（P）を ・（D）行動「災害対応」「訓練」 ・（C）評価「教訓」「成果」 ・（A）改善「計画修正」 のPDCAサイクルにより計画を深化させ実行性を向上させる。 2 じ後、毎年度繰り返し				

今後の災害対策本部訓練について

5

年度	令和 5 年度					令和 6 年度					令和 7 年度～				
月	11	12	1	2	3	～ 5	6	～	10	～ 3	～ 5	6	～	10	～ 3
実施内容	第1回主管者等災害対策本部訓練	第1回振り返り	第2回主管者等災害対策本部訓練	第2回振り返り	第3回主管者等災害対策本部訓練	出水期 対応	令和6年度災害対策本部訓練	振り返り	・災害対策本部及び各対策班の計画等の修正	各対策班毎 任務の確認	出水期 対応	令和7年度災害対策本部訓練	振り返り		

2 地域防災計画の修正の方向性について

必要性	1 災害時、市役所（災害対策本部）としての行動の準拠となる計画の保持
	2 野田市全体として災害に際し行動できるための計画の保持

保持の方向性

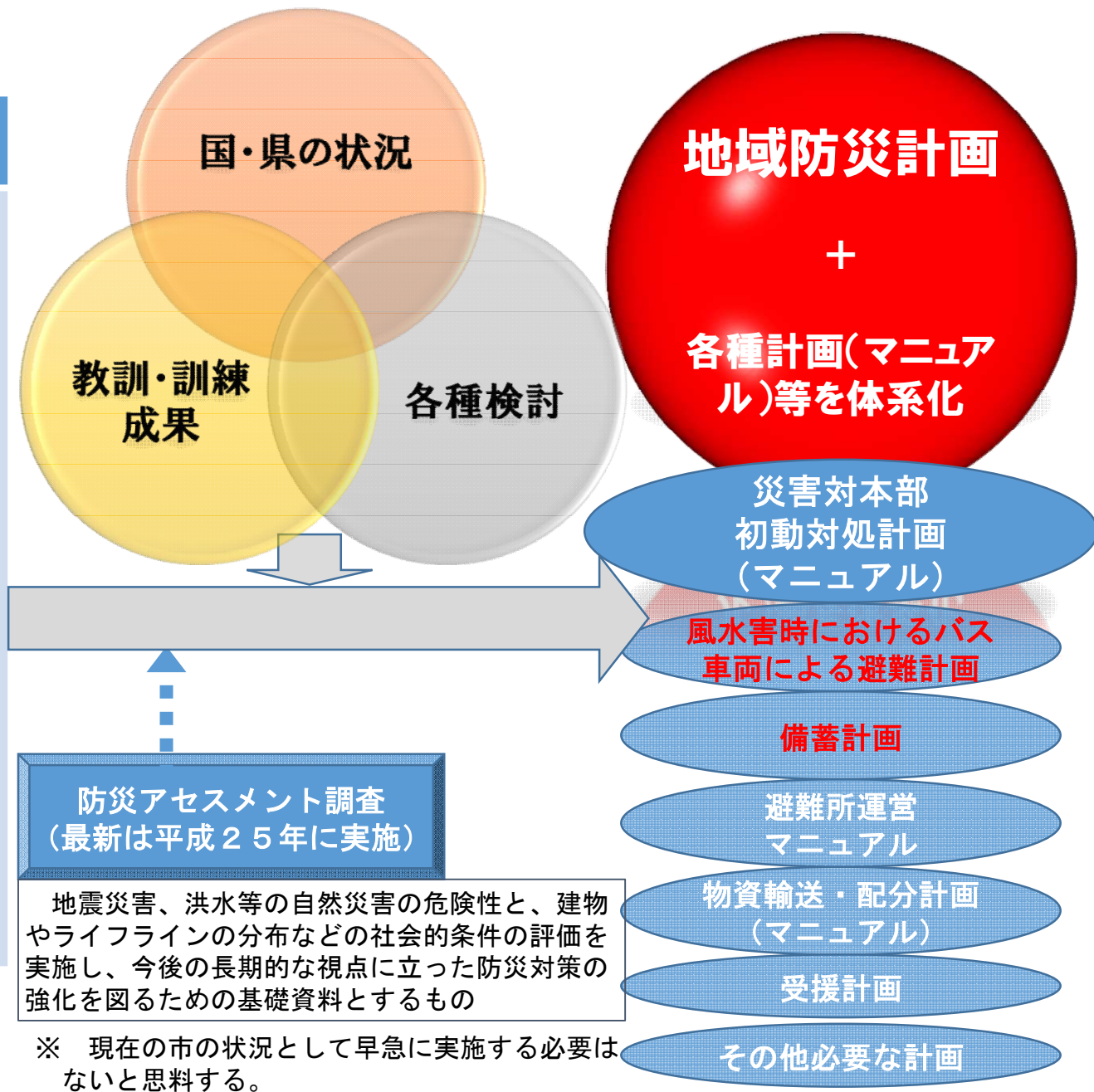
方向性 (案)	現行の地域防災計画の記述内容を具体化し行動の準拠とする。（案１） 「本文拡充型」	現行の地域防災計画の下部計画等を別冊として作成し行動の準拠とする。（案２） 「各別分冊型」
記述の 特性	1冊の中で時系列上すべてを網羅する記述が可能だが、現行計画の記述の主語が「市は、…、●●部は、…、●●班は、…」と計画の実行対象者が分かりにくく整理が必要、また主語ごとに項目立てした場合、複雑な記述になる可能性がある。	冊数が増えることに各計画の記述の整合を図る必要が発生するものの、項目ごとに整理して具体化を図ることから、より分かりやすい記述が可能となる。 また、修正が必要となった場合も別冊ごとに修正でき、臨機かつ軽易に修正が可能となる。

結 論

- 案２を採用
- 理 由
市民の方々向けの内容も含まれることから、複雑な記述を避け分かりやすい内容を追求
- 考慮事項
別冊化することにより、本文と別冊の整合、別冊同士の整合を綿密に図る必要がある。
(業務の実施要領で対応可能)

現行の地域防災計画

- 1 現行の地域防災計画を保持しつつ右記の考え方により整備
- 2 特に、地域防災計画の具体化及び行動の準拠を図る各種計画等を体系的に整理し策定



【特性の異なる計画を作成して分析】

今回作成した計画	風水害時におけるバス車両による避難計画	備蓄計画
計画の対象者	- 災害対策本部 - 協定を締結した貸切りバス事業者	市域に存在する、市民、自主防災組織、事業所及び市役所（災害対策本部）
特 性	1 災害発生時の災害対策本部としての行動の準拠であり訓練の準拠にもなるもの 2 関係者のみ知る必要のあるもの 3 実際の災害対応の教訓等及び訓練成果により臨機に修正所要が発生し、修正した計画により次の災害に即対応する必要がある。	1 市域に存在する全ての方々の行動（備蓄等）の準拠となるもの 2 広く市民の方々等に周知が必要 3 社会構造等の変化や備蓄に関する考え方の変化等により中・長期的な視野での作成・修正が必要である。
作成の考え方	災害対策本部として「行動する計画」として、災害に際しては的確かつ迅速に対応するために作成する。	市民の方々へ「伝わる計画」として分かりやすい表現で広く伝える手段も考慮して作成する。
上記のとおり大きく二つの考え方により各別冊となる計画等を作成する。		



検討課題	● 各別冊の位置づけにより、作成・修正等について防災会議に諮る必要性の有無についての検討が必要 ● 記述内容については地域防災計画及び各別冊の目的に合致したものとするため、必要により重複して記述する内容もあると考えられ、その記述要領の検討が必要
------	---

(1) 風水害時におけるバス車両による 避難計画

年度	令和5年								
時期	8/17	10/11	11/10	11/20	12/7	12/15	2/19	2/22	3/22
実施内容	第1回防災会議	第2回防災会議	自治会連合会への説明 及び意見聴取	貸切バス事業者との調整	貸切バス事業者との調整	貸切バス事業者との調整	貸切バス事業者との 実動検証	第3回防災会議	新たに貸切バス事業者 2者と協定締結
実施概要	避難所再指定		構想決定		計画作成				完成

- 計画完成の条件として計画（案）を作成後、実動検証を実施して、特に現場における手順等について問題ないことを確認するとともに新たに2者との協定締結により完成とする。
- 実動検証に際しては、自治会及び貸切りバス事業者からの意見も踏まえ、住民が参加することにより第1回防災会議時から懸案事項としていた「本来、浸水想定区域内から立ち退き避難すべきところ、再指定した浸水想定区域内の避難所に避難すればよいという誤解を生ずる可能性」を助長しかねないことから不参加とした。

① 自宅等 ● 避難情報の発令の有無にかかわらず浸水しない安全な地域への避難 「早めの分散避難、自主避難」	市が推奨する避難行動 ※ 本来、浸水想定区域内から立ち退き避難すべきところ、再指定した浸水想定区域内の避難所に避難すればよいという誤解を生ずる可能性があるため、市として推奨する避難行動を明確にした。
② 自宅等 浸水想定区域内避難所 協定バス事業者等により輸送 浸水想定区域外避難所	自宅からの避難が遅れた場合バス輸送が終了している可能性があるため、市として推奨する避難行動としない。
③ 自宅等 逃げ遅れた場合 浸水想定区域内避難所で垂直避難 近年でも全国的に避難しない人が存在する中、緊急安全確保可能な最後の逃げ場としても使用	状況により緊急安全確保または、それに近い行動となるため、市として推奨する避難行動ではない。

1 令和5年度第1回防災会議で提示したバス輸送に関する行動（案）

避難情報		高齢者等避難（バスの事前配置）	避難指示（バス輸送開始）	
防災 気象 情報等	現行	・ 氾濫警戒情報 ・ 大雨・洪水警報（土砂災害）等	・ 氾濫危険情報・記録的短時間大雨情報等・土砂災害警戒情報等 ・ 野田・芽吹橋観測所の水位（気象と河川水位が混在）	
	修正案	現行に同じ	・ 記録的短時間大雨情報等 ・ 土砂災害警戒情報等（気象）	・ 氾濫危険情報（河川水位） ・ 野田・芽吹橋観測所の水位

2 気象状況、河川水位、避難者数等を含めた白紙的な見積り

時間軸			1 状 況 時間とともに状況は悪化し、輸送時のリスクは高くなる。 2 避難者数（累積） 必ずしも直線的な増加とはならないが、時間とともに増加する。 3 バス輸送に関する事項 ・ 輸送のタイミングが早い場合（時間軸左側） 移動リスクは低いが、輸送できる人数は少ない。 ・ 輸送のタイミングが遅い場合（時間軸右側） 輸送できる人数は多くなるが、移動リスクが高くなる
気象状況	良	悪	
河川水位	低	高	
全般状況	良	悪	
移動リスク	低	高	
避難者数	少	多	

3 結 論

バス輸送のタイミングは、計画段階において避難情報発令と整合させるのではなく、当時の状況、特に避難者の状況を十分に把握した上で、災害対策本部においてタイミングを判断し柔軟にバス輸送する。

理 由 避難情報の発令条件のみでバス輸送のタイミングを計画した場合、不確定かつ重要な要素である避難者数が考慮されず、画一的な判断で過早にバス輸送をした場合、避難できる人数が少なくなり逃げ遅れ者を増加させる可能性がある。

問題点 災害対策本部が有効に機能せず、的確な判断ができなかった場合、時間の経過とともに移動リスクが高まり、結果、逃げ遅れ者の発生を招くこととなる。

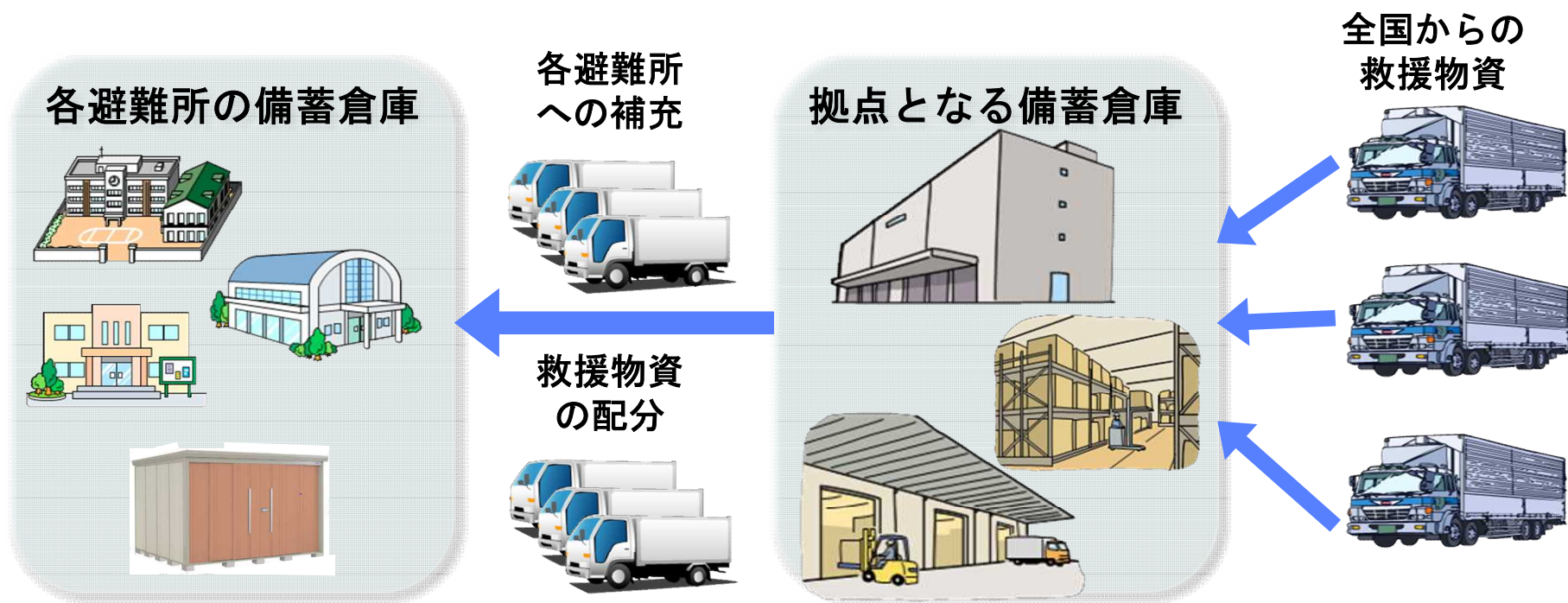
対 策

- ・ 風水害に際しての災害対策本部の早期立ち上げ及び避難所の早期開設 → 要領を具体化した計画の作成
- ・ 災害対策本部能力向上（「情報収集、決心、行動」にかかる時間の極減） → 能力向上のための訓練の実施
- ・ 市民の避難意識の啓発 → 継続的な講話等の実施

区分	目次等	記述内容														
はじめに	- 平成27年9月 関東・東北豪雨、平成30年7月豪雨（西日本豪雨）等、風水害が激甚化 3方を川に囲まれた地形にあることと、台風19号の経験 - 令和2年に洪水ハザードマップの変更に合わせ、23施設を指定避難所としたが、その後の法改正などにより、再度見直しを実施 - 貸切りバス事業者と協定を締結し輸送力が向上 「一人の犠牲者も出さない」強い意志と、それを実行すべく計画を作成し、そのための訓練を重ねることにより「行動できる野田市」として災害に対する備えを推進	- 我が国の風水害発生状況 - 野田市の災害リスクと台風19号 - 洪水対応避難所指定の経緯 - 計画策定の趣旨														
本文	<table><tr><td>1 目的</td><td>5 準備段階</td></tr><tr><td>2 計画の範囲</td><td> - 方針等 - 具体的実施事項 - 各対策班等の任務 </td></tr><tr><td>3 用語の定義 本計画に使用している用語の解</td><td>6 事前配置段階 (同 上)</td></tr><tr><td>4 構想</td><td>7 輸送段階 (同 上)</td></tr><tr><td>(1) 方針</td><td>8 指揮・連絡</td></tr><tr><td>(2) 市が推奨する避難行動</td><td></td></tr><tr><td>(3) 段階区分 準備段階、事前配置段階、輸送段階</td><td></td></tr></table>	1 目的	5 準備段階	2 計画の範囲	- 方針等 - 具体的実施事項 - 各対策班等の任務	3 用語の定義 本計画に使用している用語の解	6 事前配置段階 (同 上)	4 構想	7 輸送段階 (同 上)	(1) 方針	8 指揮・連絡	(2) 市が推奨する避難行動		(3) 段階区分 準備段階、事前配置段階、輸送段階		行動の結節から3個段階に区分し各段階区分ごとに、方針等、具体的実施事項、各対策班等の任務について記述
1 目的	5 準備段階															
2 計画の範囲	- 方針等 - 具体的実施事項 - 各対策班等の任務															
3 用語の定義 本計画に使用している用語の解	6 事前配置段階 (同 上)															
4 構想	7 輸送段階 (同 上)															
(1) 方針	8 指揮・連絡															
(2) 市が推奨する避難行動																
(3) 段階区分 準備段階、事前配置段階、輸送段階																

(2) 備蓄計画

区分	目次等		記述内容
はじめに	- 平成23年 3 月の東日本大震災の状況、 - その後、平成25年に防災アセスメント調査を実施して行政備蓄を整備 - 新型コロナウイルスへの対応 「一人の犠牲者も出さない」強い意志と、それを実行すべく計画を作成し「行動できる野田市」として災害に対する備えを推進する。		- 我が国の災害等の発生状況 - 野田市の備蓄状況 - 本計画策定の趣旨
本文	1 基本的な考え方 2 用語の定義 3 家庭内備蓄について 4 事業所等の備蓄について 5 自主防災組織の備蓄について 6 行政備蓄について (1) 行政備蓄物資支給対象者 (2) 行政備蓄品目 (3) 行政備蓄目標 (4) 行政備蓄品の整備・更新	7 流通備蓄について 8 救援物資について 9 備蓄倉庫について (1) 備蓄倉庫の機能・役割 (2) 備蓄倉庫の区分 (3) 備蓄倉庫設置イメージ (4) 備蓄倉庫の整備の方向性	自助・共助としての家庭、事業所等及び自主防災組織における備蓄、また公助としての行政備蓄をはじめ市域内の流通備蓄や救援物資についても記述するとともに備蓄倉庫についても記述し全体像が分かるよう留意する。



	各避難所の備蓄倉庫	拠点となる備蓄倉庫
役割	発災時、避難者に対しすみやかに必要な物資が交付できるよう、各避難所に整備する倉庫	一括保管等をしている物資を各避難所へ柔軟に配分するとともに、救援物資などの一時保管場所として使用する倉庫

項 目	意 見	回 答
本件等に至った経緯 (2 ページ)	背景として、災害対応時に職員の対応意識や組織体制において課題が露呈とありますが、具体的に記述して欲しい⇒検討の背景がより理解できるものと考えますがいかがでしょうか	災害対策本部として初動対応が不十分であったことが背景となっています。
背景から原因に至る記述 (2 ページ)	計画の不備として、「野田市地域防災計画」は具体的に災害対策本部の行動の準拠となっていない、更に災害時の行動の準拠となる計画も存在していない・・・と「野田市地域防災計画」存在そのものを否定するような記述になっていますが、計画の不備として、これが正しい記述かどうか疑問である。むしろ対策にある「実効性ある計画に修正」についてつながるように記述すべきと考えますが如何でしょうか。	「計画の不備」とは初動対応するにあたり計画上の課題が明らかになったということであり、そのための対策として「実効性ある計画に修正」が必要という関係性で記述しています。
野田市が推奨する風水害における避難の行動 (12 ページ)	野田市が推奨する風水害における避難行動は浸水しない安全な地域である浸水想定区域外避難所への避難であり、浸水想定区域内避難所への避難は推奨しないとあります。すでに浸水想定区内に位置する施設36か所の再指定は市報などで案内されていますが、地域住民が再指定の目的や再指定後の避難行動を何処まで理解しているか疑問であり、今後緊急時の混乱回避に向け、更なる住民への丁寧な説明を行い理解を得ることが重要と考えます。今後、住民への周知をどう図るか伺いたい。	2月現在、自治会長を対象として説明会を実施中であり、引き続き3月中を予定として住民説明会を計画しています。 住民説明に当たっては避難所の再指定のみならず洪水ハザードマップやマイ・タイムラインに関する事項を含めた説明をする予定です。
対策の風水害に際しての災害対策本部の早期立ち上げ及び避難所の早期開設 (13 ページ)	避難所の早期開設とありますが、再指定された浸水想定区域内避難所36か所の中で、垂直避難が不可能な全階浸水を想定される避難所が16か所あり、垂直避難が可能な残り20か所とは分けて避難所の在り方を検討すべきと考えます。 垂直避難が不可能な16か所の避難所は緊急時、浸水域以外へのバス輸送などの避難者集合場所として活用、垂直避難が可能な20か所は緊急時、垂直避難の上位階で避難所を開設し避難者を受け入れすることが考えられますが、如何でしょうか。	垂直避難が可能とされる20か所についても、避難者の収容数が限定されること、また場合によっては長期孤立化する可能性があることから、バス輸送の対象としています。 また緊急安全確保として垂直避難する避難場所として利用することは可能と考えていますが、長期の避難生活を前提とした避難所として開設することは考察の範囲外としました。

風水害時における バス車両による避難計画

【作 成 中】

野 田 市

はじめに

近年、気候変動等の影響により災害が激甚化・頻発化し、平成 27 年 9 月関東・東北豪雨、平成 30 年 7 月豪雨、令和 2 年 7 月豪雨など、これまでの想定を超える災害が全国各地で頻繁に発生しています。

三方を川に囲まれた地形にある野田市においても、令和元年東日本台風（台風第 19 号）では利根川の河川水位が上昇し避難情報が発令され、市内の各避難所に多くの方々が避難されました。

そのような中、令和 2 年には、洪水ハザードマップの変更に合わせ浸水想定区域にある避難所の見直しを行い 23 施設を指定避難所としましたが、その後の法改正などにより、浸水想定区域内の施設でも避難所に指定できるようになったことから、再度見直しを行ないました。

見直しに際しては、協定を締結した貸切りバス事業者の輸送力を活用した避難要領を具体化しました。

防災の基本は「自らの生命は自らが守る」であり、その自覚を市民一人一人が持ちマイ・タイムラインの作成等、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要です。

本計画は災害に際し「一人の犠牲者も出さない」という強い意志から、それを実行すべく計画を作成し、そのための訓練を重ねることにより「行動できる野田市」として災害に対する備えを推進していきます。

1 目 的

本計画は、風水害に際して災害対策本部が協定を締結した貸切りバス事業者（以下「バス事業者」という。）と協同して居住者等の生命、身の安全を確保するために避難行動をする際の活動の準拠とすることを目的とする。

2 計画の範囲

気象情報から、野田市内に風水害による被害が発生するおそれがある場合において、事前の準備からバス事業者による避難者の輸送が終了するまで

3 用語の定義

協 定	災害時等におけるバスによる人員等の輸送に関する協定
協定を締結した貸切りバス事業者	「災害時等におけるバスによる人員等の輸送に関する協定」に基づき野田市内に災害対策基本法第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、バス車両による人員等の輸送業務等の提供により協力を受ける事業者 別紙第1「バス事業者及び保有バス車両一覧」
浸水想定区域外指定避難所	洪水時の最大浸水深が50cm未満の指定避難所
浸水想定区域内指定避難所	洪水時の最大浸水深が50cm以上となる指定避難所
気象情報	野田市内及び利根川流域に関する気象情報
河川水位	利根川、江戸川、利根運河の水位 主に、栗橋、芽吹橋、野田の各水位観測所の水位
避難所担当職員	指定避難所に参集し、開設等を行うことを指定された市の職員

4 構 想

(1) 方 針

市は、風水害による被害が発生するおそれのある場合、浸水想定区域外への避難を第一義としつつ、やむを得ず浸水想定区域内の避難所への避難せざるを得ない居住者等のためにバス輸送を計画し、一人でも多くの方々の生命、身体の安全を確保して被害の未然防止を図る。

(2) 別紙第2「風水害時の避難行動」

(3) 計画の段階区分

ア 準備段階

気象情報等により災害対策本部の設置からバス事業者と調整等を行い、その後の対応及び浸水想定区域内指定避難所に対しバス車両の事前配置についての準備をする段階

イ 事前配置段階

指定避難所の開設に伴い、浸水想定区域内指定避難所にバス車両を事前に配置する段階

ウ 輸送段階

浸水想定区域内指定避難所から浸水想定区域外避難所又は車中避難場所等に避難をする段階

エ 別紙第3「各段階における業務の流れ（基準）」

5 準備段階

(1) 方 針

市は、気象情報等から災害が発生する可能性を認知した際、速やかに災害対策本部を設置し、バス事業者とバス輸送に必要な情報の共有及び必要な調整によりの態勢の確立を図る。

(2) 具体的実施事項

ア 気象情報からバス輸送が必要となる時期等についてバス事業者へ連絡するとともに、バス事業者から使用できるバス車両数及び従事者数について把握する。

イ 使用可能なバス車両の台数と避難が必要な地域の優先順から事前配置をする指定避難所について概定する。

ウ 別紙第4「基本的な優先順位の考え方」

エ 別紙第5「事前配置におけるバス事業者の担任区分（基準）」

(3) 各対策班等の任務

ア 総括班

- (ア) 災害対策本部の設置、運営
- (イ) 本部会議の実施
- (ウ) 情報班と連携し気象及び河川情報等の収集
- (エ) バス事業者との連絡・調整

イ 情報班

- (ア) 気象及び河川水位を重視した情報の収集
- (イ) その他、災害の発生を予期した情報収集の準備

ウ 避難所班

指定避難所の開設準備

エ 各対策班共通

- (ア) 本部連絡員班へ要員を差し出し
- (イ) 災害の発生を予期した活動の準備

6 事前配置段階

(1) 方針

災害対策本部は、気象情報、河川水位から災害が発生する可能性を先見し、指定避難所の開設に併せ、準備段階で概定したバス車両の事前配置を基に、当時の状況に応じた修正を加え事前配置を行い、バス輸送の万全を図る。

(2) 具体的実施事項

ア 指定避難所を開設するとともに、避難所担当職員と連携し各避難所の避難者の状況を掌握する。

特にバス車両の利用を希望する人員の把握に努める。

イ 避難者の状況を踏まえ事前配置を行うとともに、輸送先となる浸水想定区域外指定避難所及び車中避難場所を踏まえた輸送経路を見積り、継続的にバス事業者と情報共有を図る。

ウ 情報共有にあたっては、避難所担当職員と事前配置されたバス車両の従事者間においての連携についても密接に行う。

(3) 各対策班等の任務

ア 総括班

- (ア) 避難所班と連携し各避難所の避難者状況等の掌握
- (イ) その他、現任務続行

イ 避難所班

- (ア) 指定避難所の開設
- (イ) バス車両による輸送所要の把握
- (ウ) 受入先となる指定避難所の状況把握

ウ その他の対策班等

現任務続行

7 輸送段階

(1) 方針

災害対策本部は、各指定避難所の避難者の状況、気象情報、河川水位及び道路情報から、輸送の開始及び終了時期を判断し、避難者をはじめ、バス輸送に関わる全ての関係者の安全を第一とした輸送を実施する。

この際、河川水位を最大のリスクと捉え、輸送の終了時期を判断する。

(2) 具体的実施事項

ア 気象情報、河川水位の情報収集を綿密にするとともに、避難者の状況に応じて、機を失せず輸送の開始を判断する。

イ 引き続きバス事業者との情報共有、特に受入先指定避難所と避難経路を重視し、道路状況を含め正確かつ迅速な情報の収集・伝達を図る。

ウ 輸送に際しては、使用できるバス車両数、経路等から受入先及び輸送の回数について決定する。

エ 輸送の終了に伴い、浸水想定区域内指定避難所で勤務する職員等は最終のバス車両と併せて避難する。

オ 浸水想定区域内指定避難所で勤務する職員の避難に伴い、当該指定避難所を閉鎖する。

この際、逃げ遅れた居住者等が緊急安全確保が可能となるよう、施錠をしない等の処置を講ずる。

(3) 各対策班等の任務

ア 総括班

現任務続行

イ 避難所班

浸水想定区域内指定避難所の閉鎖

ウ その他の対策班

現任務続行

8 指揮・連絡

(1) 災害対策本部と各避難所間

「職員参集システム」「情報共有システム」、電話（避難所施設）、MCA無線機の手段を用いて行い、細部要領は避難所運営マニュアル（個別避難所編）による。

(2) 災害対策本部とバス事業者間

電話等の手段を用いて、協定に基づき相互に交換した連絡先を使用する。

別紙第 1

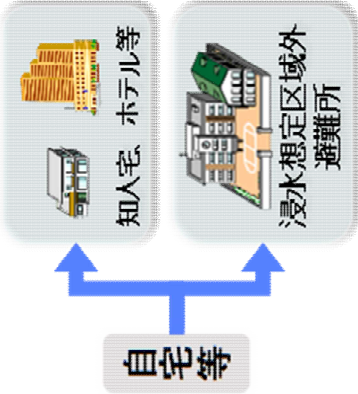
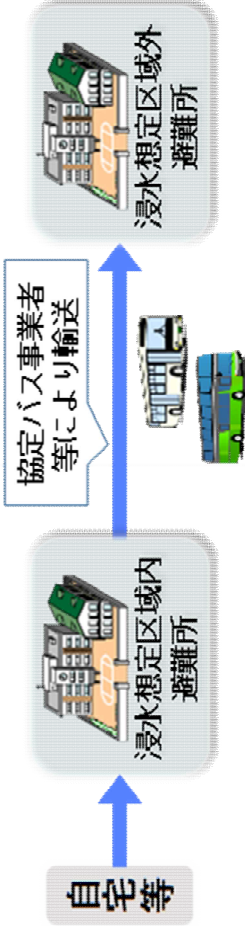
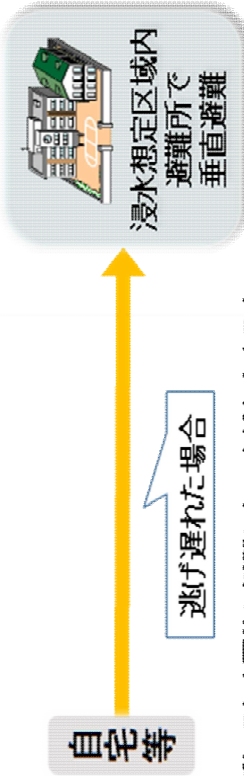
バス事業者及び保有バス車両一覧

(令和 6 年 3 月現在)

No	事業者名	バス名	乗客 人数	台数
1	ユタカコーポレーション 乗客人数合計：0 保有台数：0			
2	中山観光自動車 乗客人数合計：1470 保有台数：32	大型バス	50	23
		中型バス	40	7
		小型バス	20	2
3	マルノウチディーエス 乗客人数合計：431 保有台数：12	マイクロ（リフト付き）	11	1
		マイクロ観光（リフト付き）	14	1
		マイクロ観光タイプ	27	2
		中型観光バス（メルファ）	37	1
		中型観光バス（メルファ）	45	2
		マイクロ送迎	27	1
		大型観光バス（12 列）	49	1
		大型観光バス（12 列）リフト	55	1
		大型送迎バス	71	1
4	北斗観光バス 乗客人数合計：0 保有台数：0	マイクロ（リフト付き）	23	1
5	松紳野田観光バス 乗客人数合計：230 保有台数：6	Bスーパーハイデッカー	51	2
		Bスーパーハイデッカー	53	1
		Mハイデッカー	27	1
		Sハイデッカー	21	1
		Sマイクロバス	27	1
6	カツミ商事 乗客人数合計：339 保有台数：8	大型観光バス（タイプ①）	52	2
		大型観光バス（タイプ②）	53	3
		中型観光バス	27	1
		中型マイクロバス	27	1
		小型マイクロバス	22	1
7	和光輸送 和光観光バス事業部 乗客人数合計：300 保有台数：6	大型観光バス（正 49+補 11）	60	1
		大型観光バス（正 49+補 7）	56	1
		大型観光バス（正 49+補 2）	51	1
		大型観光バス（正 45+補 8）	53	1
		大型観光バス（正 45+補 8）	53	1
		中型観光バス（正 27）	27	1
合計			2770	64

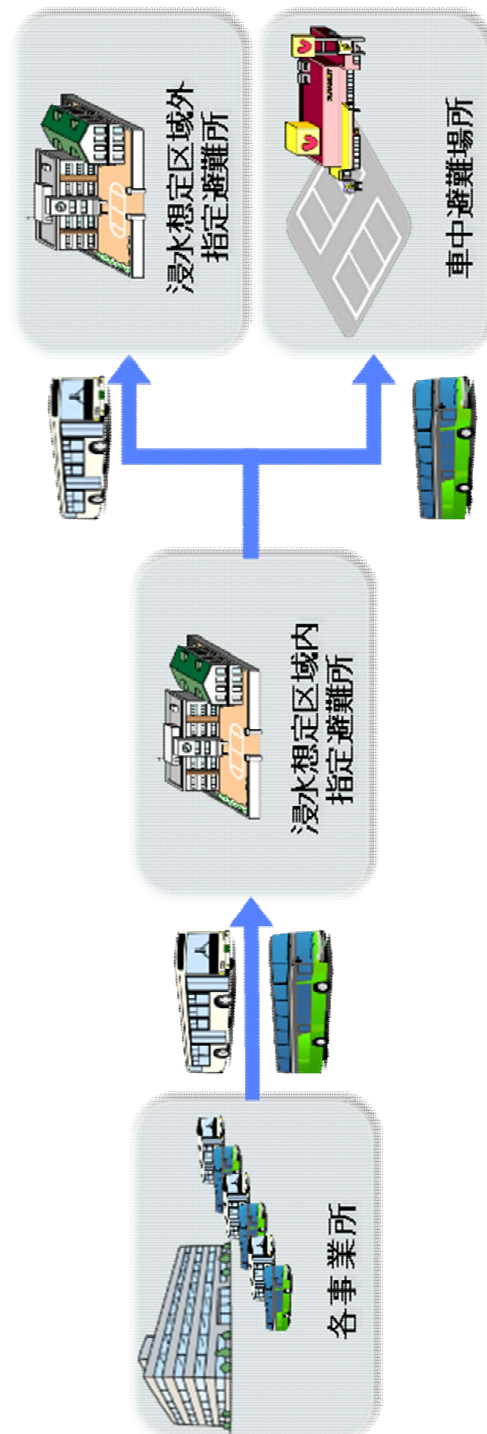
※ 事業者名は事業所の所在地を北から順に記載

風水害時における避難行動

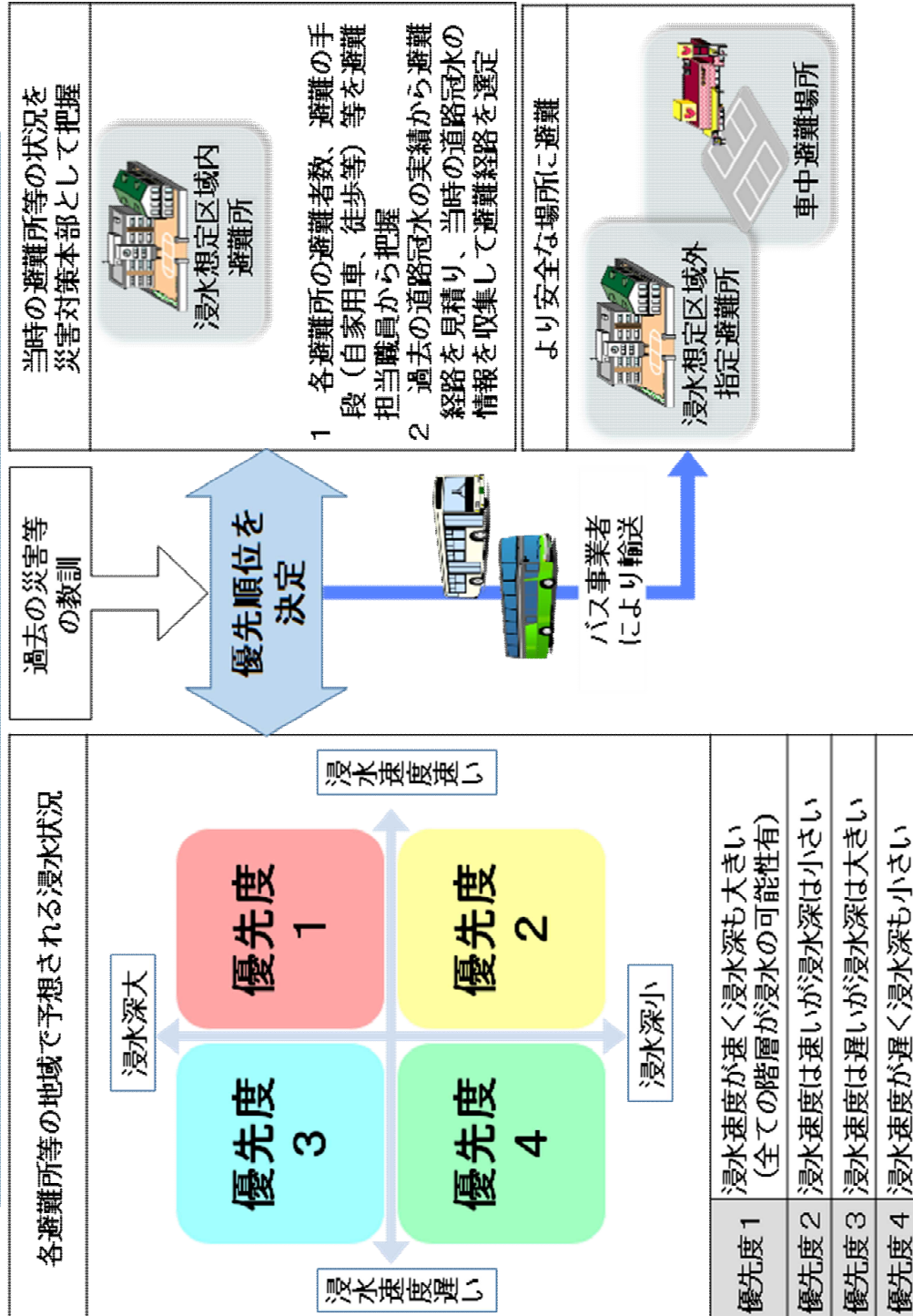
 ● 避難情報の発令の有無にかかわらず浸水しない安全な地域への避難 「早めの分散避難、自主避難」	市が推奨する避難行動 ※ 本来、浸水想定区域内から立ち退き避難すべきところ、再指定した浸水想定区域内の避難所に避難すればよいという誤解を生ずる可能性があるため、市として推奨する避難行動を明確にした。
 協定バス事業者等により輸送	自宅からの避難が遅れた場合バス輸送が終了している可能性があるため、市として推奨する避難行動としない。
 逃げ遅れた場合 近年でも全国的に避難しない人が存在する中、緊急安全確保可能な最後の逃げ場としても使用	状況により緊急安全確保または、それに近い行動となるため、市として推奨する避難行動ではない。

各段階における業務の流れ（基準）

区分	準備	事前配置	輸送
災害 対策 本部	気象情報により バス輸送の可能性について連絡 使用可能なバスの 台数と避難の優先 順位から事前配置 避難所を概定	避難者数により 事前配置避難所 を決定して配置 を要請 避難者数の状況により 再配置の検討及び必要 により再配置を連絡	当時の状況に応じた 避難先、避難経路を 見張り避難を要請
協定 バス 事業者	使用できるバ ス（乗務員） を見張り回答	車両の事前配置 必要により 再配置	避難者の輸送 （状況により複数回 ピストン輸送）
主要調 整事項	- 使用できるバスの台数に関する事項 - じ後の手順の確認	- 避難所への配置に関する事項 - 現時点での避難先、避難経路（経由する避難所を含む）に関する事項	- 最終的な避難先、避難経路に関する事項 - 輸送終了後の行動



基本的な優先順位の考え方



事前配置におけるバス事業者の担任区分（基準）

地区	No.	指定避難所	担 任	地区	No.	指定避難所	担 任
関宿北部	1	千葉県立関宿城博物館	ユタカ コーポ レーシ ョン	川間	18	野田市立川間小学校	北斗観光 バス
	2	野田市関宿公民館			19	野田市川間公民館	
	3	野田市立関宿中学校			20	野田市立川間中学校	
	4	野田市関宿小学校			21	野田市立尾崎小学校	
関宿中部	5	野田市立二川小学校	中山観光 自動車		22	船形多世代交流 センター	
	6	野田市二川公民館		23	野田市立岩木小学校		
	7	野田市立二川中学校		24	野田市北コミュニティセンター (北出張所) (北コミュニティ会館)		
	8	野田市関宿複合 センター		25	千葉県立野田中央 高等学校		
	9	野田市いちいの ホール		26	野田市立岩名中学校		
	10	野田市関宿中央 公民館		27	野田市北部公民館		
	11	野田市関宿保健 センター		28	野田市立北部小学校		
	12	野田市立関宿中央 小学校		中央	29	野田市総合公園 (体育館)	カツミ 商事
関宿南部	13	野田市立木間ヶ瀬 中学校	30		千葉県立清水 高等学校		
	14	野田市立木間ヶ瀬 小学校	31		野田市立清水台 小学校		
	15	野田市関宿総合公園 (体育館)	32		野田市立第一中学校		
	16	野田市木間ヶ瀬 公民館	33		野田市立中央小学校		
	17	千葉県立関宿高校	34	野田市生涯学習セン ター(樺のホール)	和光輸送 和光観光 バス事業部		
		南部・ 福田	35	野田市立みずき 小学校			
				36	野田市立二ツ塚 小学校		

備蓄計画

野田 市

はじめに

野田市では平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災を踏まえ、平成 25 年 3 月に「防災アセスメント調査」を実施しました。

その調査結果などを踏まえ「野田市地域防災計画」をはじめとする各種防災計画の見直し等を行い、防災・減災に向けた取組を推進するひとつとして、本調査結果から得られた被害想定を基に備蓄目標を設定し市による備蓄（以下「行政備蓄」という。）を行ってきました。

また、令和 2 年度からは、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、避難所における感染症対策強化として必要な資機材の充実を図りました。

防災の基本は「自らの生命は自らが守る」であり、その自覚を市民一人一人が持ち、食料・飲料水等の備蓄など、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要です。

本計画は災害に際し「一人の犠牲者も出さない」という強い意志から、それを実行すべく計画を作成して、自助・共助による備蓄としての家庭、事業所等及び自主防災組織における備蓄の普及啓発を推進するとともに、自助・共助により賄われる備蓄物資等を補完するための公助としての行政備蓄を、社会構造の変化に対応した質的向上を図りつつ整備していくことにより「**行動できる野田市**」として災害に対する備えを推進していきます。

目 次

1	基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	用語の定義・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3	家庭内備蓄について・・・・・・・・・・	3
4	事業所等の備蓄について・・・・・・・・	6
5	自主防災組織の備蓄について・・・・・・・・	8
6	行政備蓄について・・・・・・・・・・	10
	(1) 行政備蓄物資支給対象者	
	(2) 行政備蓄品目	
	(3) 行政備蓄目標	
	(4) 行政備蓄品の整備・更新	
7	流通備蓄について・・・・・・・・・・	18
8	救援物資について・・・・・・・・・・	19
9	備蓄倉庫について・・・・・・・・・・	24
	(1) 備蓄倉庫の機能・役割	
	(2) 備蓄倉庫の区分	
	(3) 備蓄倉庫設置イメージ	
	(4) 備蓄倉庫の整備の方向性	

1 基本的な考え方

(1) 方 針

発災直後における被害や混乱を最小限にとどめるためには、市民や事業所等、自主防災組織が、「自らの生命は自らが守る」「自分たちのまちは自分たちで守る」という自助・共助の考え方を基本に、平時から災害時に必要な物資を備蓄しておくことが最も重要となります。

そのため市では、市民の備蓄意識の高揚を図るための普及啓発を推進していきます。

また市における備蓄は、自助・共助により賄われる備蓄物資等を補完する目的で行われるものであり、家庭等における備蓄の推進についての働きかけを強化しつつ、市は被災者への飲料水や食料、生活必需品等の供給を行う責務を有していることから、様々な事態に的確に対応できるよう、物資の備蓄や調達を図っていきます。

(2) 想定する災害

震源域の位置	震源域の深さ	マグニチュード	発生季節等
野田隆起帯	約 5 km ～9.5 km	7.0	冬季 18 時 風速 15m/s

(3) 被害想定

建物被害(棟)	発災後 3 日間 の避難者	断 水	停 電
全壊 5,843 半壊 9,382 焼失 4,208	93,670 人	1,312 件	9,115 軒

被害想定は平成 25 年に実施した「防災アセスメント調査」時の数値を使用しています。

人口 156,725 人、世帯数 62,992 世帯、建物 72,404 棟

2 用語の定義

自助・共助による備蓄	各家庭、各事業所、自主防災組織が「自らの命は自ら守る」という自助・共助の考え方を基本に3日分（推奨1週間分）の食料や生活必需品等を備蓄するもの。
行政備蓄	自助・共助により賄われる備蓄物資等を補完する目的で野田市として物資を備蓄し提供するもの。
流通備蓄	災害時に協定締結事業者が在庫として確保している物資を提供するもの及び事前に市が購入した物資を事業者の流通ルートにのせて備蓄として担保し提供するもの。
救援物資	千葉県及び近隣市町等、他都市から物資支援を受けるもの。
国等のプッシュ型支援	発災当初において、被災自治体からの具体的な要請を待たずに必要不可欠と見込まれる物資を、国等が調達し被災地に緊急輸送するもの

3 家庭内備蓄について

東日本大震災では、長期間物資が被災地に届かないという事態に陥りました。また、品不足の心配から買い占めが発生し、被災地への物資供給に悪影響を与えました。このように震災時には生活必需品が入手できなくなる可能性があります。

少なくとも3日以上は救助なしで生活ができるように非常持出品や備蓄品を準備しておきましょう。

●必ず用意するもの

※家族の人数や年齢によって種類や量が変わります。

非常持出品…災害発生時に最初に持ち出すもの

《食料》飲料水(ペットボトル)、非常食(乾パンや缶詰など火を通さなくていいもの、アレルギー対応のもの)
《感染症対策》マスクや体温計、アルコール消毒液、ビニール手袋、スリッパなどを用意
《生活用品》懐中電灯、携帯ラジオ、スマートフォン等用充電器、電池、医薬品(傷薬、ばんそうこう、胃薬など)貴重品(公衆電話の利用に10円玉も)、衣類(保温性が高いもの)、雨具、タオル、紙食器、割り箸、軍手、ライター、ろうそく、ナイフ、缶切り、ティッシュ、ビニールシート、生理用品、携帯用トイレ、保険証のコピー、お薬手帳などをリュックサックにまとめる

備蓄品(3日～1週間程度分以上)… 救援物資が届くまでの間、生活をするためのもの。

《食料》飲料水(1人1日3リットル)、非常食
《生活用品》カセットコンロ、紙食器、割り箸、ラップ、ウェットティッシュ、トイレットペーパー、洗面用具、水のいらないシャンプー、タオル、使い捨てカイロ、マスク、ロープ、バール(工具)、ランタン、安全靴、携帯用トイレ、寝袋、毛布、シート



乳幼児がいる場合

粉ミルク、レトルトや缶詰の離乳食、哺乳ビン、スプーン、哺乳ビンの消毒剤、紙おむつ、お尻ふき、着替えの服、抱っこひも、ベビーソープ、バスタオル、医薬品、ガーゼ、爪切り、母子手帳

高齢者がいる場合

レトルト食品(おかゆなど)、医薬品、老眼鏡、入れ歯と入れ歯ケース、補聴器、湿布薬、つえ、入れ歯用殺菌

【平常時、市民等のとるべき措置】

備蓄に併せて、次のことについても実施して災害に備えましょう。

- 1 家や塀の耐震化を促進する。
 - (1) わが家の耐震診断を行い、弱いところを補強する。
 - (2) ブロック塀、石塀、門柱を点検し、不適確なものは改築、補強する。
- 2 家具類の転倒、落下防止措置をとる。
 - (1) タンス、食器棚、ピアノ等の重い家具、倒れやすい家具は壁に固定などする。
 - (2) 家具類の上に重いものやガラス類を置かない。
 - (3) 窓ガラスのパテ等を点検し、弱い部分は補強する。
- 3 火気使用器具の点検整備及び火気管理を励行する。
 - (1) ガスコンロ、ガストーブ等の定期点検を行う。
 - (2) プロパンガスボンベ等は固定し、設備の定期点検を行う。
 - (3) 火気使用場所の不燃化を図り、整理整頓する。
 - (4) 火気使用場所周辺に易・可燃性物品（灯油、ベンジン、アルコール、スプレー、食用油、塗料等）を置かない。
- 4 消火器、消火用水の準備をする。
 - (1) 出火に備えて、消火器、バケツ等を準備しておく。
 - (2) 出火に備えて、風呂の水を常にとめておく。
- 5 非常用飲料水、食料の準備をする。
 - (1) 飲料水は、市販のミネラルウォーターか水筒、水袋、ポリタンク等に入れて最低3日分以上準備しておく（1人1日分の飲料水約2～3リットル）。
 - (2) 食料は、長期保存ができる食品（米、クラッカー、乾メン、インスタント食料、漬物、梅干、缶詰、みそ、しょう油、塩など）を日頃の買い置きなどを合わせて最低3日分以上準備しておく。
また、調理用にカセットコンロを準備しておく。
- 6 救急医療品の準備をする。

傷薬、胃腸薬、目薬、脱脂綿、包帯、ばんそうこう、三角巾など

を救急箱に入れて準備しておく。

なお、常用している医療品がある場合は最低3日分以上準備しておくと共に、医療機関等発行の「お薬手帳」又は「お薬説明書」類を用意しておく。

7 生活必需品の準備をする。

簡易トイレ、カセットコンロ、多めの生活用品（トイレットペーパー、食用品ラップ、ゴミ袋等）を準備しておく。

8 防災用品の準備をする。

トランジスターラジオ、懐中電灯、ヘルメット、ビニールシート、かなづち、バール、のこぎり、スコップ、なた、ロープ等を準備しておく。

9 防災講習会、訓練へ参加する。

市、消防署、自主防災組織が行う防災講習会、訓練に積極的に参加し、防災に対する知識、行動力を高める。

10 家族で対応措置の話し合いをする。

- (1) 東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時、地震発生時における役割分担を話し合っておく。
- (2) 警戒宣言発令時には、電話がかかりにくくなるので、各自の行動予定を話し合っておく。
- (3) 発災した場合の指定避難所、避難経路、安否の確認方法を話し合っておく。

11 自主防災組織に積極的に参加する。

12 最寄りの指定避難所を2ヶ所以上確認しておく。

「野田市地域防災計画 震災編 附編 東海地震に係る周辺地域としての対応計画(抜粋)」

4 事業所等の備蓄について

発災後における事業所等としてのサービスの継続やいち早い復旧を図るため、また、発災直後における一斉帰宅の抑制を図るためには、従業員等を一定期間事業所内に留め置く必要があります。

このため、従業員等の3日以上（推奨1週間）の飲料水や食料、生活必需品の備蓄に努めてください。

なお、集客施設を有する事業所等においては、来場者の一時的な滞留等を想定した備蓄についても検討する必要があります。

【平常時、事業所のとるべき措置】

備蓄に併せて、次のことについても実施して災害に備えましょう。

消防法により消防計画、予防規程を定めなければならない事業所はもとより、その他の事業所においても、あらかじめ防災責任者（消防法で言う防火管理者にあたるもの）を定め、防災計画を作成するものとする。

防災計画作成上の留意事項は次による。

1 自衛防災体制の確立

- (1) 防災責任者の選定及び自衛防災組織の結成
- (2) 組織の役割分担の明確化

2 教育及び広報活動

- (1) 従業員の防災意識の高揚
- (2) 従業員の安否確認方法
- (3) 従業員の顧客に対する安全対策措置に係る教育研修
- (4) 従業員の帰宅対策

3 防災訓練

災害時に備えた、情報連絡訓練、消火訓練、救出救護訓練、顧客の誘導訓練

4 危険防止対策

- (1) 施設、設備の定期点検
- (2) 商品、設備器具、窓ガラス等の破損、転倒、落下防止措置

5 出火防止対策

- (1) 火気使用器具、設備及び火気使用場所の定期点検
- (2) 消防水利、機材の整備点検
- (3) 商品の整備点検
- (4) 易・可燃性物品の管理点検

6 消防資機材等の整備

情報連絡用、初期消火用、水防用、救出救護用、給食給水用資機材等を整備する。

7 情報の収集、伝達体制の確立

- (1) 市、消防署等防災関係機関から伝達された情報を、正確かつ迅速に顧客、従業員に対して伝達する体制を確立する。
- (2) 事業所の実情に応じた、収集伝達すべき情報を選定する。

「野田市地域防災計画 震災編 附編 東海地震に係る周辺地域としての対応計画(抜粋)」

5 自主防災組織の備蓄について

- (1) 発災時の初期消火、救出・救護活動、避難誘導、炊き出し等の給食など、地域の防災活動を効果的に行えるよう自主防災組織等の組織単位による初期消火、救出・救護、炊き出し用機材などの資機材等の備蓄に努めましょう。

- (2) 防災用資機材などの整備・点検

自主防災組織が、地震災害発生時に素早く活動出来るようにするためには、活動に必要な資機材を普段から用意し、いつでも使用出来るように点検整備しておくことが必要です。

● 防災用資機材の整備

自主防災組織に必要な資機材は、一般に次のようなものがあげられます。

【消火活動】・・・消火器、水バケツ、消火砂等

【応急救護活動】・・・担架、三角巾、救急医療薬品セット等

【救出救護活動】・・・ロープ、スコップ、ツルハシ、ノコギリ、バール、ハンマー、チェーンソー、ジャッキ等

【避難誘導活動】・・・避難誘導旗、メガホン、腕章、懐中電灯等

【給食給水活動】・・・炊き出し用の鍋、釜、容器、燃料等

● 防災用資機材などの点検

整備した資機材がいつでも使用できるようにするためには、定期点検日を定めて点検を実施します。

【有効期限のある物】・・・医薬品、消火器、乾電池、食品等

【放置すると性能が落ちる物】・・・携帯発電機、小型動力ポンプ等

【老朽化により破損する物】・・・担架、ホース、テント等

【平常時、自治会・自主防災組織のとりべき措置】

備蓄に併せて、次のことについても実施して災害に備えましょう。

- 1 組織の編成と、各班の役割を明確にする。
- 2 防災知識の普及活動を行う。
 - (1) 各戸に対して出火防止、倒壊物予防措置を呼びかける。
 - (2) 地域内の危険物集積地区、延焼拡大危険地区、山崩れ、がけ崩れ等災害危険箇所を把握する。
 - (3) 地域内の消防水利を把握する。
 - (4) 地域内のブロック塀、石塀、門柱、擁壁等の安全点検を行う。
 - (5) 防災知識に関するチラシ、パンフレット等を作成し、各戸に配布する。
- 3 防災訓練を行う。

災害時に備えて情報連絡訓練、消火訓練、給食給水訓練、救出救護訓練等を行う。
- 4 火気使用器具の点検及び火気管理の励行を指導する。
 - (1) 各戸に対して火気使用器具、使用場所の点検を指導する。
 - (2) 各戸に対して易・可燃性物品の点検を指導する。
 - (3) プロパンガスボンベの点検を指導する。
- 5 防災資機材等を整備する。

地域の実情に応じて情報連絡用、初期消火用、水防用、救出救護用、給食給水用資機材等を整理しておく。
- 6 情報の収集、伝達体制を確立する。
 - (1) 市、消防署等防災関係機関から伝達された情報を、正確かつ迅速に地域市民等に対して伝達する体制を確立する。
 - (2) 地区ごとに収集伝達すべき情報を定めておく。

「野田市地域防災計画 震災編 附編 東海地震に係る周辺地域としての対応計画(抜粋)」

6 行政備蓄について

(1) 行政備蓄物資支給対象者

建物の倒壊などにより自宅から家庭内備蓄を取り出すことができない避難者を対象としています。

(2) 行政備蓄品目

ア 目標備蓄量を定めている品目

項 目	品 目
食 料	1 一般用 サバイバルフーズクラッカー、アルファ米 2 要配慮者用 おかゆ、粉ミルク、液体ミルク
飲料水	ペットボトル水（2 L、5 0 0 m l）
生活必需品	毛布、簡易トイレ、生理用品、乳児用オムツ 大人用オムツ、尿漏れパッド、防水シート レスキューシート、敷マット ウエットティッシュ
生活環境向上の ための資機材等	石油ストーブ、発電機（カセットガスボンベ式） L E D 投光機、コードリール、リヤカー

イ その他の品目

- ・ほ乳ビン ・三角巾大 ・ワンタッチパーティション
- ・段ボールパーティション ・プライベートテント
- ・不織布マスク ・手指消毒液用アルコール液（5 L）

ウ また、避難所の運営に必要な資機材や消耗品などについて備蓄しています。

(3) 行政備蓄目標

- 災害発生後 4 日目からは救援物資などで確保が可能と想定し、3 日間を備蓄で対応することとしています。

なお、大規模災害時の混乱時であることを考慮し 1 日 2 食としています。

○食 料（一般）

$$93,670 \text{ 人} \times 81.8\% \times 70\% \times 2 \text{ 食} \times 90\% = 96,543 \text{ 食}$$

○食 料（要配慮者用：おかゆ、粉ミルク）

$$93,670 \text{ 人} \times 18\% \times 70\% \times 2 \text{ 食} \times 90\% = 21,244 \text{ 食}$$

- ※ 93,670 人 = 3 日間の延避難者数
- 81.8% = 3～69 歳の人口比、
- 18% = 左記以外の人口比
- 70% = 家庭等備蓄利用者を 3 割と想定することによる市の備蓄割合
- 90% = 県が 1 割備蓄することによる市の備蓄割合

○飲料水

$$93,670 \text{ 人} \times 70\% \times 2 \text{ 本} \times 90\% = 118,024 \text{ 本}$$

○毛 布

$$37,464 \text{ 人} \times 50\% \times 90\% = 16,858 \text{ 枚}$$

- ※ 37,464 人 = 最大避難者数
- 50% = 家庭等備蓄利用者を 5 割と想定することによる市の備蓄割合

○トイレ

$$37,464 \text{ 人} \times 95.45\% \div 60 \text{ 基} \times 90\% = 536 \text{ 個}$$

- ※ 95.45% = おむつ利用者分除く
- 60 基 = 60 人に 1 基を想定

○生理用品

$93,670 \text{ 人} \times 17.41\% \times 50\% \div 4 \times 6 \text{ 枚} \times 90\% = 11,007 \text{ 枚}$

※ 17.41% = 全人口のうち 12～51 歳の女性の割合
(27,358/157,183 人)

○紙おむつ（乳幼児）

$93,670 \text{ 人} \times 3.18\% \times 50\% \times 6 \text{ 枚} \times 90\% = 8,042 \text{ 枚}$

※ 3.18% = 0～3 歳の割合 (4,995/157,183 人)

○紙おむつ（大人：パンツ型）

$93,670 \text{ 人} \times 1.37\% \times 50\% \times 2 \text{ 枚} \times 90\% = 1,154 \text{ 枚}$

※ 1.37% = 要介護 3 以上の割合 (2,153/157,183 人)

○紙おむつ（大人：尿漏れパット）

$93,670 \text{ 人} \times 1.37\% \times 50\% \times 6 \text{ 枚} \times 90\% = 3,464 \text{ 枚}$

○防水シート

$37,464 \text{ 人} \times 50 \text{ 枚} \div 300 \text{ 人} = 6,243 \text{ 枚}$

行政備蓄整備状況

令和５年３月３１日現在

	備蓄品目	単位	目標備蓄量	現在備蓄量	備蓄達成率
1	サバイバルフーズ クラッカー	食	56,543	57,071	100.9%
2	アルファ米	食	40,000	40,000	100.0%
3	おかゆ	食	13,244	13,250	100.0%
4	粉ミルク	食	8,000	8,240	103.0%
5	液体ミルク	食	3,420	3,960	115.8%
6	飲料水（２Ｌ）	リットル	49,052	12,276	25.0%
7	飲料水(500ml)	リットル	9,960	46,860	470.5%
8	毛布	枚	16,858	16,858	100.0%
9	簡易トイレ	個	536	536	100.0%
10	生理用品	枚	11,007	12,012	109.1%
11	乳児用オムツ	枚	8,132	9,322	114.6%
12	大人用オムツ	枚	1,154	1,332	115.4%
13	尿漏れパッド	枚	3,464	3,820	110.3%
14	防水シート	枚	6,243	6,750	108.1%
15	レスキューシート	枚	5,000	5,029	100.6%
16	敷マット	枚	3,000	3,465	115.5%
17	ウェットティッシュ	袋	500	816	163.2%
18	石油ストーブ	台	77	77	100.0%
19	発電機(カセットガスボンベ式)	台	40	52	130.0%
20	ＬＥＤ投光機	台	80	80	100.0%
21	コードリール	台	80	80	100.0%
22	リヤカー	台	12	12	100.0%

※飲料水は２Ｌ、５００ｍｌ合わせて備蓄率１００％

備蓄倉庫・備蓄品一覧（その１）

区 分	単位	合計	市役所	樺の ホール	南コミ セン	北コミ セン	川間 公民館	東部 公民館	福田 公民館
サバイバルフーズ クラッカー	缶	8,159	237	102	240	222	312	150	150
保存水(500ml) (24本/1箱)	箱	2,905	77	260	25	639	155	25	25
保存水(2000ml) (6本/1箱)	箱	2,125.5	221		700		279.5		
毛布	枚	16,858	358	150	850	300	700	300	300
敷きマット (ウレタンタイプ)	枚	465	15						
敷きマット (エアータイプ)	枚	3,000	50		50	50	100	50	50
敷きマット (アルミシート)	枚	8,000	40	40	120	120	400	40	80
レスキューシート	枚	5,029	129		100	100	100	100	100
簡易トイレ	個	536	18		5	5	5	5	5
トイレ袋セット	枚	30,292	600		300	300	300	300	300
紙おむつ(新生児用)	枚	1,710					810		
紙おむつ(小児用S)	枚	1,344					1,008		
紙おむつ(小児用M)	枚	2,546					768		
紙おむつ(小児用L)	枚	4,172					1,25		
紙おむつ(成人用 パンツタイプM)	枚	612					204		
紙おむつ(成人用 パンツタイプL)	枚	810					270		
尿取りパッド (成人用)	枚	3,150					1,260		
生理用品(昼用)	枚	8,506					2,37		
生理用品(夜用)	枚	2,592					2,59		
ほ乳ビン	本	313	33			40			
粉ミルク(新生児用)	本	5,620	5,620						
粉ミルク(乳児用)	本	3,120	3,120						
液体ミルク	本	3,432	3,432						
三角巾大	枚	390				90			
発電機	台	74	13		2	11	1	1	2
ワンタッチ パーティション	張	285	11		6	6	3	3	3
段ボール パーティション	セッ ト	2,100	10		5			5	20
プライベートテント	張	99	4		2	2	1	1	1
不織布マスク	枚	177,80	25,00		50	50	50	50	50
手指消毒液用 アルコール液(50)	本	167	7		3	3	3	3	2

備蓄倉庫・備蓄品一覧（その２）

区 分	単位	いちいの ホール	関宿中央 公民館	二 川 公民館	みずき 備蓄倉庫	三ツ堀 備蓄倉庫	瀬 戸 備蓄倉庫	小学校 中学校等
サバイバルフーズ クラッカー	缶	296	150	150		150		6,000
保存水(500ml) (24本/1箱)	箱	344	25	25	280	25		1,000
保存水(2000ml) (6本/1箱)	箱	120					805	
毛布	枚	1,000	300	300		300		12,000
敷きマット (ウレタンタイプ)	枚							450
敷きマット (エアタイプ)	枚	50	50	50	250	50		2,200
敷きマット (アルミシート)	枚	440	80	40	240			6,360
レスキューシート	枚	100	100	100	200	100		3,800
簡易トイレ	個	37	5	5	29	11		406
トイレ袋セット	枚		300	300	2,2922	600		24,700
紙おむつ(新生児)	枚	540			360			
紙おむつ(小児用)	枚	336						
紙おむつ(小児用)	枚	1,010			768			
紙おむつ(小児用)	枚	1,404			1,512			
紙おむつ(成人用 パンツタイプM)	枚	204			204			
紙おむつ(成人用 パンツタイプL)	枚	270			270			
尿取りパッド	枚	1,260			630			
生理用品(昼用)	枚	1,378			4,752			
生理用品(夜用)	枚							
ほ乳ビン	本	240						
粉ミルク(新生児)	本							
粉ミルク(乳児用)	本							
液体ミルク	本							
三角巾大	枚	300						
発電機	台	1	1	1		1		40
ワンタッチ パーティション	張	6	3	3		6		235
段ボール パーティション	セッ ト	5			100	260		1695
プライベートテン	張	1	1	1		2		83
不織布マスク	枚	50	50	50	10,000	50		142,35
手指消毒液用 アルコール液(50)	本	3	3	3		3		133

(4) 行政備蓄品の整備・更新

ア 食料・飲料水

調理や水などが不要なクラッカーなどについては努めて長期間の賞味期限のもの（現在の備蓄品は 25 年）、おかゆ、アルファ化米及び飲料水については、5 年以上の賞味期限を有するもの、粉ミルク、液体ミルクについては、18 ヶ月の賞味期限を有するものをそれぞれ目安として計画的に購入します。

ミルクを除き、賞味期限がおおむね残り 1 年となった食料・飲料水は自主防災組織の訓練や防災講座の啓発品として、また小・中学校の防災教育や防災訓練時の体験の一環として活用していきます。

なお、廃棄処分を極力発生させないため、状況に応じ、生活困窮者への支援活動を行っている団体等に寄付し、有効活用を図ります。

また、ミルクについても同様に廃棄処分を避け、

イ 生活必需品

- (ア) 毛布については、現在の備蓄しているものについて、購入から 10 年以上経過したものを目安に劣化などの状態を確認して、リパック（洗浄及び再梱包処理）を行います。

(イ) 災害用トイレ

災害用トイレについては、組立て式の簡易トイレや既存の洋式トイレ便座を使用して、即時の対応が可能な携帯トイレを計画的に購入します。

- ウ 紙おむつ（乳幼児用・大人用）や生理用品については、汎用性の高いものを選定し購入します。

なお、購入から 3 年を目安に入替を行います。

エ 避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組

「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（内閣府）に基づいて、備蓄品について質的向上を図っていきます。

- (ア) 食料は、近年の食生活の向上と保存食の多様化を踏まえ、画

一的なものだけにならないよう味付きの主食などの割合を増やします。また、食物アレルギー対応食品や要配慮者の方々に配慮した食品を選んでいきます。

- (イ) 災害用トイレについては、より衛生的で使いやすいものについて整備を進めていきます。
- (ウ) 従来、新型コロナウイルス感染症への対策として整備したパーティションなどについては、引き続きプライバシーの確保を目的として整備を進めていきます。
- (エ) 将来の高齢化を見据え、備蓄品や各資機材などは軽量で使い方が簡単なものに入替えや購入を進めていきます。

オ 行政備蓄物資の管理

災害時に行政備蓄物資を使用するのは、主に地域住民の方々であることから、地域住民が備蓄場所や資機材の使用方法を把握し、備蓄倉庫の管理を主体的に行うことが好ましいところです。

そのため市としましては、災害時の対応が迅速かつ的確に行えるように、各指定避難所に設立される「避難所運営委員会」をはじめとした、地域住民や関係機関と十分に協議を行い、管理方法などについて検討を進めていき、地域住民の理解と協力を得ながら、将来的には地域が主体となった備蓄倉庫の管理を促進していきたいと考えています。

6 流通備蓄について

本市では、民間事業者等とあらかじめ災害時応援協定を締結し、災害時に、必要な物資を調達できる体制を整えています。

現在、「災害時応援協定一覧（民間事業者）」のとおり、市内業者や全国展開している企業等と食料・飲料水・生活必需品・燃料等の物資及び資器材等の供給協力に関する協定を締結しています。

《災害時応援協定一覧（民間事業者）》

物資協定名	協定締結先	協定内容
災害時における物資の供給に関する協定	ちば東葛農業協同組合	災害時の緊急生活必需物資及び食料品等の確保
	株式会社ライフコーポレーション	
	生活協同組合パルシステム千葉	
災害時における防災活動協力に関する協定	イオンリテール株式会社 イオンノア店	活動要員の派遣、活動用資機材の提供、生活必需物資等を供給、被災者に対して避難場所、飲料水、トイレ等の提供等
災害時における応急給食に関する協定	野田市日本蕎麦商組合	応急給食として、握り飯及び麺類の用意
災害時における応急生活物資等の供給に関する協定	一般社団法人千葉県LPガス協会野田支部	応急生活物資等（プロパンガス、コンロ、炊飯器など）の優先供給
災害時における救援物資提供に関する協定	コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社	情報提供・災害対応型自動販売機内飲料水の無償提供
災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定	株式会社アクティオ 柏営業所	災害時におけるレンタル機材の優先的な提供(水道事業)
	新光重機株式会社野田営業所	
	株式会社カナモト	
	千葉リース工業株式会社野田営業所	
災害時における仮設トイレの供給協力に関する協定	旭ハウス工業株式会社	災害時の仮設トイレの供給協力
災害時における物資の供給協力に関する協定	株式会社カインズ	災害時の食料・飲料水・生活必需品等の供給協力
災害時における物資の供給協力に関する協定	セッツカートン株式会社	段ボール製品（簡易ベッド、間仕切り、簡易トイレ等）の供給協力
災害時の物資供給等に関する協定	株式会社セブーンイレブン・ジャパン	災害時の物資（食料品、飲料品、日用品等）の供給協力
災害時の物資供給等に関する協定	株式会社マツモトキヨシ	災害時の物資（食料品、飲料品、日用品、医薬品等）の供給協力
災害時における地図製品等の供給等に関する協定	株式会社ゼンリン	住宅地図等の提供

物資協定名	協定締結先	協定内容
災害時における福祉用具等物資の供給等の協力に関する協定	一般社団法人 日本福祉用具供給協会	災害時の物資(福祉用具、衛生用品等)の供給協力
災害時における物資の供給協力に関する協定	株式会社ミツウロコ エナジーフォース	災害時におけるキャンピングカー等の供給協力
災害時における物資の供給に関する協定	三協フロンテア株式会社	災害時におけるユニットハウス等の供給協力
災害時における燃料の供給等に関する協定	千葉県石油協同組合 野田支部	災害時における燃料等の優先的な提供
電気自動車を活用した災害連携協定	千葉日産自動車株式会社 日産プリンス千葉販売株式会社 日産自動車株式会社	災害時等における電気自動車による避難所への電力の供給に関する協定
災害時における遺体保全剤の供給に関する協定	株式会社ビー・ハウス	災害時における遺体保全剤の供給協力
災害時等における移動トイレカー及び移動事務室車の供給協力に関する協定	タフバリア有限公司	災害時等における移動トイレカー及び移動事務室車の供給協力
災害時における資機材の提供に関する協定	株式会社フジヨシ 管材	災害時における資機材の優先的な提供

7 救援物資について

本市では、県内外の自治体等公共団体とあらかじめ災害時応援協定を締結し、災害時に、必要な物資の提供を含めた相互応援体制を整えています。

現在、「災害時応援協定一覧（自治体等公共団体）」のとおり、食料・飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供を含めた様々な相互応援についての協定を締結しています。

《災害時応援協定一覧（自治体等公共団体）》

市町村間の相互応援協定名	協定締結先	協 定 内 容
災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定	県内54市町村及び千葉県	1 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供 2 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供 3 救援及び救護活動に必要な車両、船艇等の提供 4 救援及び応急復旧に必要な医事職、技術職及び技能職等の職員の派遣 5 被災傷病者の受け入れ 6 被災者の一時収容のための施設の提供 7 ゴミ、し尿等の処理のための施設の提供 8 ボランティアの受付及び活動調整 9 その他
災害時における東葛飾地域市町村間の相互応援に関する協定	・市川市 ・船橋市 ・松戸市 ・柏市 ・流山市 ・我孫子市 ・鎌ヶ谷市 ・浦安市	1 飲料水の供給及びその飲料水の供給に必要な資機材の提供 2 食糧及び生活必需品の提供並びにその食糧及び生活必需品の供給に必要な資機材 3 医療救護班の派遣、医療及び防疫並びに施設の応急復旧に必要な資機材及び物資の提供 4 救助及び応急復旧に必要な医事職及び技能職の職員の派遣 5 避難所、避難場所（収容施設）の提供 6 その他市町が災害に際し必要を認めて要請した事項

市町村間の 相互応援協定名	協定締結先	協 定 内 容
災害時の応援に 関する協定書	・ 静岡県島田市	1 災害応急措置及び応急復旧 に必要な資機材及び物資の提 供 2 生活必需物資及びその補給 に必要な資機材の提供 3 災害応急措置及び応急復 旧に必要な車両等の提供 4 災害応急措置及び応急復旧 に必要な医療職、技術職、技 能職等の職員等の応援 5 前各号に定めるものの他、 特に要求のあった応援
災害時の応援に 関する協定書	・ 茨城県境町 ・ 茨城県五霞町	1 災害応急対策及び応急復旧 に必要な資機材及び物資の提 供 2 生活必需物資及びその補給 に必要な資機材の提供 3 災害応急対策及び応急復旧 に必要な車両等の提供 4 災害応急対策及び応急復旧 に必要な職員の応援 5 ボランティアのあっ旋 6 避難が必要な被災者の受入 れ者の受け入れ 7 前各号に定めるもののほか 特に要求のあった応援
災害時の相互応 援に関する協定	・ 三重県松阪市	1 食糧、飲料水及び生活必需 品等の物資並びにそれらを提 供するために必要な資器材の 提供 2 被災者の救助、医療、感染 症予防、施設の応急復旧等に 必要な物資及び資器材の提供 3 この協定に基づき実施する 応急復旧対策に必要な職員の 派遣 4 前各号に掲げるもののほか 特に要請があった事項

市町村間の 相互応援協定名	協定締結先	協 定 内 容
千葉県水道災害 応援協定	・ 県内36市町村及び県水道局 ・ 長門川水道企業団 ・ 八匠水道企業団 ・ 山武郡市広域水道企業団 ・ 長生郡市広域市町村圏組合 ・ 三芳水道企業団 ・ 九十九里地域水道企業団 ・ 北千葉広域水道企業団 ・ 東総広域水道企業団 ・ 君津広域水道企業団 ・ 印旛郡市広域市町村圏事務組合 ・ 南房総広域水道企業団 ・ 鹿野山水道株式会社 ・ 千葉県	応急給水、応急復旧、応急復旧用資材の供出について
公益社団法人日本水道協会 千葉県支部災害 時相互応援に関する協定	・ 千葉県 ・ 銚子市・旭市・我孫子市 ・ 市原市・印西市・柏市 ・ 勝浦市・香取市・鴨川市 ・ 木更津市・君津市・佐倉市 ・ 山武市・白井市・袖ヶ浦市 ・ 千葉市・富里市・流山市 ・ 習志野市・成田市・富津市 ・ 松戸市・南房総市・八街市 ・ 八千代市・四街道市 ・ 印旛郡市広域市町村圏事務組合 ・ 北千葉広域水道企業団 ・ 君津広域水道企業団 ・ 九十九里地域水道企業団 ・ 山武郡市広域水道企業団 ・ 長生郡市広域市町村圏組合 ・ 東総広域水道企業団 ・ 長門川水道企業団 ・ 八匠水道企業団 ・ 南房総広域水道企業団 ・ 三芳水道企業団 ・ 鋸南町・神崎町・酒々井町 ・ 多古町・東庄町 ・ キッコーマン(株)	応急給水作業・応急復旧作業・ 応急復旧用資機材の供出

市町村間の 相互応援協定名	協定締結先	協 定 内 容
災害時における 廃棄物処理施設 に係る相互援助 細目協定	全市町村・香取広域市町村圏 事務組合・長生郡市広域市町 村圏組合・鋸南地区環境衛生 組合・東総衛生組合・印旛衛 生施設管理組合・柏白井鎌ヶ 谷環境衛生組合・山武郡市広 域行政組合・夷隅環境衛生組 合・印西地区衛生組合・匝瑺 市ほか二町環境衛生組合・佐 倉市、酒々井町清掃組合・山 武郡市環境衛生組合・東金市 外三市町清掃組合・印西地区 環境整備事業組合・安房郡市 広域市町村圏事務組合	災害等により多量の廃棄物が 発生する等の緊急事態及び一般 廃棄物処理施設に改修工事等の 事態が発生した場合の相互援助 について
廃棄物と環境を 考える協議会加 盟団体災害時相 互応援協定	北茨城市、那須地区広域行政 事務組合、南那須地区広域行 政事務組合、佐野地区衛生施 設組合、筑西広域市町村圏事 務組合、鹿嶋市、潮来市、牛 久市、常陸太田市、神栖市、 高萩市、東海村、城里町、か すみがうら市、新治地方広域 事務組合、常総衛生組合、大 宮地方環境整備組合、茨城地 方広域環境事務組合、浦安 市、四街道市、鴨川市、流山 市、山武郡市広域行政組合、 我孫子市、柏・白井・鎌ヶ谷 環境衛生組合、昭島市、中巨 摩地区広域事務組合、上野原 市、笛吹市、大泉町、みなか み町、館林衛生施設組合、多 野藤岡広域市町村圏振興整備 組合・さしま環境管理事務組 合	1 応急物資及び資機材の提供 2 応急及び復旧に必要な職員 の派遣 3 前2号に掲げるもののほか 特に要請があった事項

8 備蓄倉庫について

(1) 備蓄倉庫の機能・役割

現在市では、市役所、樺のホール、いちいのホール、北・南コミュニティセンター及び福田公民館、東部公民館、川間公民館、二川公民館、関宿中央公民館に設置してある備蓄倉庫並びにみずき備蓄倉庫、三ツ堀備蓄倉庫及び瀬戸備蓄倉庫の計 13 箇所、備蓄品を整備しています。

今後についても、災害発災後に避難者に対し速やかに物資の提供ができるよう各指定避難所に分散備蓄をすることを基本としつつ、それを補完するものとして、その他の倉庫において集中備蓄することとして災害に備えていきます。

(2) 備蓄倉庫の区分

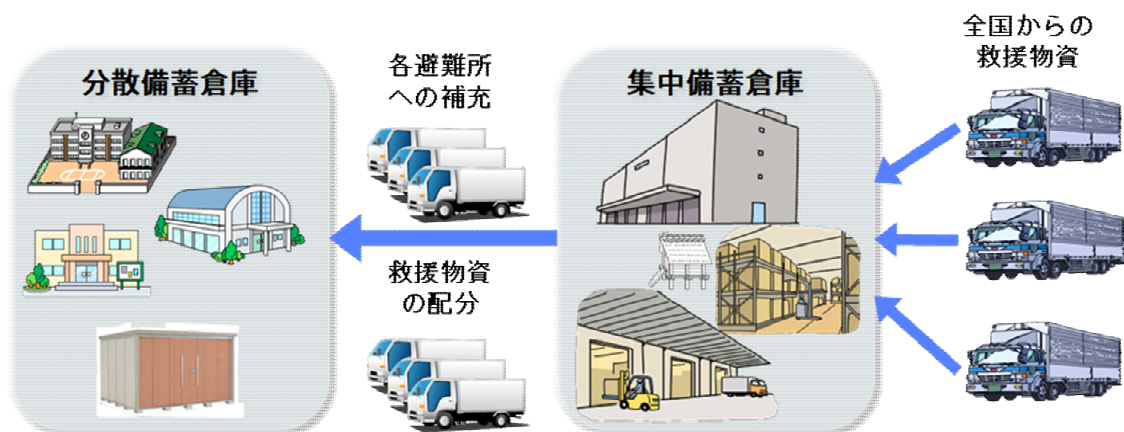
ア 分散備蓄倉庫

発災時、避難者に対しすみやかに必要な物資が交付できるよう各避難所（各公民館、小・中学校等）に整備する倉庫です。

イ 集中備蓄倉庫

一括保管等をしている物資を各避難所へ柔軟に配分するとともに、救援物資などの一時保管場所として使用する倉庫です。

(3) 備蓄倉庫設置イメージ



(4) 備蓄倉庫の整備の方向性

ア 分散備蓄倉庫

現状、避難所ごとに備蓄倉庫の有無及び備蓄されている物資について差異があるため、備蓄品の標準化を図り、どの避難所にも同じ品目の物資が必要なだけ備蓄されている状態を構築して維持していきます。

イ 集中備蓄倉庫

現状、常設としては小規模な倉庫があるものの、国等のプッシュ型支援などの救援物資の受入れなどを見据えると、その所要を満たすには不十分と認識しています。

また、発災後については、協定を締結した倉庫の利用が可能ですが、平時に必要な備蓄品を必要な数だけ備蓄する環境にはありません。

将来的には常設で利用できる大型倉庫を借用し、集中備蓄倉庫としての機能を十分に発揮させる態勢を整備していくとともに、引き続き発災後に利用できる大型倉庫を保有している事業者との協定締結の拡充についても図っていきます。